

## ふじさわシティWi-Fi 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、藤沢市が設置した公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下単に「サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用手続)

第2条 利用者は、この規約及び関係法令を遵守することに同意し、サービスを利用するものとする。

### (利用条件)

第3条 サービスの利用料は、無料とする。

- 2 サービスの利用可能時間は、1回の接続当たり最大30分とする。
- 3 サービスの利用に必要となる通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が自ら準備するものとする。
- 4 サービスは、無線暗号化を行っていないため、自らの判断・責任で利用するものとする。
- 5 サービスの利用に必要となるセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他の接続設定は、利用者が自ら行うものとする。
- 6 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないよう配慮するものとする。

### (利用者情報の取扱い)

第4条 藤沢市は、サービスの提供を円滑に行うことを目的として、サービスの利用日時、通信機器の個別識別情報その他の利用者情報を取得し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとする。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 誹謗中傷、名誉毀損、侮辱その他他者に不快感を与える行為
- (3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- (4) 個人的な利用範囲を超え、商業又は営利目的で利用する行為

### (サービスの中止)

第6条 藤沢市は、自らが必要と認める場合は、予告することなくサービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。

- 2 利用者がこの規約に違反した場合は、藤沢市は、その利用者によるサービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

### (免責)

第7条 藤沢市は、サービスを通じて得られる情報等について、その確実性、最新性その他の品質等を保証しないものとする。

- 2 藤沢市は、サービスに不具合、障害等の瑕疵がないこと、及びサービスが中断なく稼

動することを保証しないものとする。

3 藤沢市は、利用者がサービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

4 利用者がサービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、藤沢市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者がこの規約に違反したことにより藤沢市が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(規約の変更)

第9条 藤沢市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。